

第四期特定健康診査等実施計画

セラクグループ健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 10 月 01 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】

No.1	・令和5年度の健診受診率は、被保険者が83%から85%、被扶養者が29%から30%、加入者全体では80%から82%へと設立以来少しずつ増加している。しかしながら、「特定健康診査等実施計画」の目標には未だ達していない。	➔	・事業主と連携した更なる健診の受診勧奨。 ・ホームページ等を活用した加入者への意識付け。 ・被扶養者に対しては、郵送による受診案内実施。
No.2	・医療費分析においては、被保険者より被扶養者のほうが医療費が高く、特に未就学児や40～50代女性の一人あたり医療費が高い。 ・若年層が非常に多い構成から「生活習慣病」の有病率は全健保平均と比べ低い。 ・一方で「かぜ」や「インフルエンザ」など季節性疾患の有病率が高い。	➔	・被扶養者の健診受診勧奨と、健診を通じた病気の早期発見。 ・インフルエンザ予防接種補助金の活用。 ・子どもの医療費適正化。
No.3	・健診受診者の内、「要検査」と「要医療」の重篤リスク対象者は837人で全体の4分の1近くを占めている。	➔	・「要検査」と「要医療」の対象者への受診勧奨。
No.4	・生活習慣分析においては、男女とも「食習慣」と「30分以上の運動習慣」に問題がある。特に、「朝食抜き」は男女とも健保連平均データを大きく上回る。	➔	・ホームページ等を活用した加入者への意識付け。
No.5	・年齢構成は20～30代がボリュームゾーンとなっており、出産にかかる一人あたり給付費が平均と比べ高い。 ・また、傷病手当金についても一人あたり給付費が平均より高い。	➔	・出産／育児に関するサポート。 ・健康相談などメンタルヘルスサポート。

特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	契約医療機関の中から受診先を選択し、Web上にて健診予約が可能。費用については、全額健保組合負担。 契約医療機関以外で受診する場合には、健保組合に申請する事により一定額まで補助。
体制	Web上での健診予約については、業務委託先のカスタマーサービスがサポート。 未受診者については、健保組合から事業主に未受診者リストを提供し、事業主から受診勧奨。

事業目標

厚生労働省の指標である「2029年度の被扶養者を含む特定健康診査受診率90%」に向けて、被保険者の受診率は100%を目指す。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %
	内臓脂肪症候群該当者割合	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %	30 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	90 %	95 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。	被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。	被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。
R9年度	R10年度	R11年度
被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。	被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。	被保険者の費用負担実質ゼロを維持しつつ、事業主と連携した受診勧奨を実施。

2 事業名 特定健康診査（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	契約医療機関の中から受診先を選択し、Web上にて健診予約が可能。費用については、全額健保組合負担。 契約医療機関以外で受診する場合には、健保組合に申請する事により一定額まで補助。
体制	Web上での健診予約については、業務委託先のカスタマーサービスがサポート。

事業目標

厚生労働省の指標である「2029年度における被扶養者を含む特定健康診査受診率90%」に向けて、被扶養者の受診率は55%を目指す。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	生活習慣リスク保有者率	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %	10 %
	内臓脂肪症候群該当者割合	8 %	8 %	8 %	8 %	8 %	8 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	50 %	50 %	55 %	55 %	55 %	55 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。	健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。	健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。
R9年度	R10年度	R11年度
健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。	健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。	健保組合ホームページを活用して受診を案内。郵送での受診勧奨。



事業の概要		事業目標						
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	厚生労働省の指標である「2029年度における特定保健指導の実施率60%以上」に向けて、実施率60%を目指す。						
方法	これまではICT面談を活用したものだけだったが、令和6年度以降はウェアラブル端末や置き換え食を活用したプログラムも選択できるようにし、より魅力的なプログラムとする。							
体制	-							
実施計画								
R6年度		R7年度		R8年度				
・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。		・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。		・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。				
R9年度		R10年度		R11年度				
・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。		・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。		・生活習慣病の予防の為に有効な手段として「特定保健指導」を周知すると共に、事業主と連携して実施率の向上を図る。				

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値	全体	401 / 490 = 81.8 %	421 / 490 = 85.9 %	445 / 490 = 90.8 %	445 / 490 = 90.8 %	445 / 490 = 90.8 %	445 / 490 = 90.8 %
	※1	被保険者	351 / 390 = 90.0 %	371 / 390 = 95.1 %	390 / 390 = 100.0 %	390 / 390 = 100.0 %	390 / 390 = 100.0 %	390 / 390 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	50 / 100 = 50.0 %	50 / 100 = 50.0 %	55 / 100 = 55.0 %	55 / 100 = 55.0 %	55 / 100 = 55.0 %	55 / 100 = 55.0 %
		全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値	被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	24 / 80 = 30.0 %	34 / 84 = 40.5 %	45 / 89 = 50.6 %	54 / 89 = 60.7 %	54 / 89 = 60.7 %	54 / 89 = 60.7 %
	※2	動機付け支援	9 / 30 = 30.0 %	13 / 32 = 40.6 %	17 / 33 = 51.5 %	20 / 33 = 60.6 %	20 / 33 = 60.6 %	20 / 33 = 60.6 %
		積極的支援	15 / 50 = 30.0 %	21 / 52 = 40.4 %	28 / 56 = 50.0 %	34 / 56 = 60.7 %	34 / 56 = 60.7 %	34 / 56 = 60.7 %
		全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
	実績値	動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法
-

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3 から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護
当健康保険組合はセラクグループ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。 当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合の職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、ホームページに掲載する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
当計画については、毎年見直しを検討する。 目標と大きくかけ離れた場合、又、その他必要がある場合には、見直すこととする。